

# 參考資料集

# 【 3 . ( 1 ) 】 運営権者が実施できる範囲等に関する課題

## 現状・背景

PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）では、「コンセッション事業を含むPFI事業を採用した事例が積み重なる中で顕在化してきた課題（運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題、（略））を整理し、制度的対応の必要性を検討したうえで、必要な措置を講ずる。」とされている。

### 公共施設等運営事業の範囲

利用料金を徴収する公共施設等について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの（PFI法第2条第6項）

運営事業は「建設」「製造」「改修」を含まないが、運営事業者が一体的に「建設」「製造」「改修」を行うことにより、より効率的・効果的な運営がなされる可能性がある。

### 公共施設等運営事業における業務の範囲の定義

運営権ガイドラインでは、運営権に含まれる「維持管理」と運営権に含まれない「建設」及び「改修」は以下の通り記載されている。

「維持管理」： いわゆる新設や施設等を全面除却し再整備するものを除く  
資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）

「建設」及び「改修」： 新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を  
全面除却し再整備するもの

具体的にどのような業務が「維持管理」に含まれるかは、管理者等が個別に判断すべきとされており、「維持管理」として許される建築の範囲について問い合わせがある。

# 【3.(1)】 運営権者が実施できる範囲で建築を行った事例等

## ・ 既存事例

分野	空港	空港	下水道	ガス	MICE
案件	関西国際空港及び大阪国際空港 特定空港運営事業	仙台空港特定運営事業等 / 福岡空港特定運営事業等	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	大津市ガス特定運営事業等	愛知県国際展示場コンセッション
事業開始時期	2016年4月	2016年7月/2019年4月	2018年4月	2019年4月	2019年8月
運営権設定対象施設	<b>滑走路・航空灯火・駐車場・ターミナルビル等</b>	<b>滑走路・航空灯火・駐車場等</b>	<b>西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場</b>	大津市が所有し管理する <b>ガス事業施設の総体</b>	<b>大規模展示場、駐車場、多目的利用地等</b>
実施契約上、運営権者が実施可能とされている更新投資（維持管理）の範囲	滑走路・ターミナルビル等の原状回復、航空灯火の部分的補修、滑走路等の延長、ターミナルビルの拡張等	滑走路等の原状回復、航空灯火の部分的補修、滑走路等の延長	所定の耐用年数と機能を新たに確保するために行う設備の全部又は一部の取換え等	ガス導管の緊急修繕、LPガス供給設備の緊急修繕業務	要求水準を充足する限り、老朽化及び劣化等の防止・修復を超えるグレードアップ等の更新投資が可能
実施契約上、運営権者が実施できないとされているもの	「建設」= 滑走路の新設及びそれに伴う設備の新設 「改修」= 滑走路等の全面除却及び再整備並びにそれに伴う設備の全面除却及び再整備	「建設」= 滑走路の新設及びそれに伴う設備の新設 「改修」= 滑走路等の全面除却及び再整備並びにそれに伴う設備の全面除却及び再整備	「建設・改修」= 施設の新設又は増築（例えば、排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築）	—	運営権対象施設の新規投資、改修（定義規定はなし）

## ・ 当室への問い合わせ内容

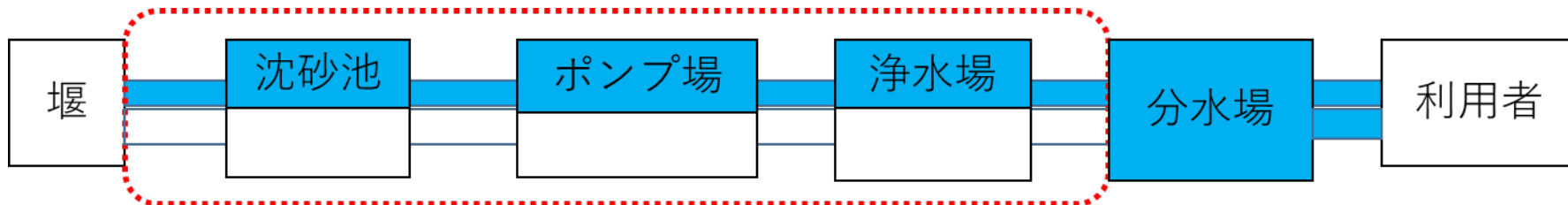
- 各用語の定義をどのように整理し、どの程度明確化すべきか
- ダウンサイジング等に伴うポンプ場等の一部施設の除却及び再整備の可否
- 法律上可能な管路の更新投資の範囲（長寿命化・取換・延長・縮小・統廃合）
- （効率的・効果的な業務を行うための）新施設の隣地等への建設の可否

# 【3.(1)】共有物に運営権を設定する場合のイメージ

## <事業スキーム>

- ・ A市が上/工/下水道コンセッションを実施。
- ・ 施設の一部にB市との共有物を含むが、物を分割できないため、共有物全体に運営権を設定。
- ・ 他の共有者持分部分も当該共有者から委託を受けて運営権者が運営・維持管理を実施。  
： A市とB市が共同で運営権を設定することは実務上困難。

共有施設 (A市・B市)



：運営権が設定されるのはA市が共有持分を有する水色部分  
(共有持分のみに運営権が設定されるが、運営権の範囲は施設全体に及ぶ)

## <分割請求権の行使が想定される場合>

- ・ B市の住民が運営権者による業務の履行に不安を感じて、A市への委託を止めて、B市が直営で事業を行うよう要求したり、首長が変わることに伴い、A市が行うコンセッション事業に対するB市の方針が変更された場合

## <課題>

- ・ 共有物分割の協議が整わない場合、共有者から自己の持分に応じた対象施設の使用を要求され、コンセッション事業者による対象施設の活用がその範囲でできなくなり、コンセッション事業の継続性に支障がでるおそれがありうる。

# 【3.(1)】道路維持管理における包括的民間委託の事例

## 府中市道路等包括管理事業（北西地区）【事業主体：東京都府中市】

### < 概要 >

- 契約先： 岩井・府中植木・日東建設共同企業体
- 事業期間： **平成30年4月～平成33年3月（3年間）**
- 契約金額： 包括委託型業務 97,200,000円（税込）  
（年間） 単価契約型業務 補修・更新業務 13,780,688円（税込） / ケヤキ剪定等業務 25,995,718円（税込）
- 備考：
  - ・包括委託型業務と単価契約型業務は別々の契約だが一体で発注
  - ・**包括委託型業務...**
    - PFI法等に基づかない包括的民間委託契約 / 性能発注・債務負担行為の設定による予算措置**
    - 契約金額は要求水準未達による減額措置により変動**
  - ・単価契約型業務...
    - 仕様発注（国の許可を要する業務等、性能発注が困難なもの）
    - 自治法に基づく長期継続契約（毎年度、業務量に応じて契約金額を変動）
  - ・1期目終了後の平成28年度4月～平成30年3月は直営

### < 業務内容 >

- 対象インフラ（約755ha）
  - 道路： 舗装・構造物等、橋梁（道路橋・歩道橋）  
立体横断施設（ペDESTリアンデッキ）  
けやき並木通りのケヤキ、街路樹（けやき並木通り）  
道路反射鏡、標識
  - 法廷外公共物：市有道路、里道（赤線）
  - その他： 武蔵野線下外ポンプ室

### ○業務内容

- 統括マネジメント業務： 業務計画書の作成、業務報告、  
モニタリングの実施と報告 等
- 巡回業務： 定期巡回、緊急巡回、府中警察署との合同パトロール
- 維持業務： 清掃業務、植栽管理業務、道路反射鏡・案内標識管理業務
- 管理業務： 補修・修繕業務、事故・災害対応業務、占有物件管理業務 等
- 補修・更新業務： 損傷個所の補修・更新
- ケヤキ剪定等業務： けやき並木通りのケヤキの剪定 等



## 【参考事例】 米国（道路）

## 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

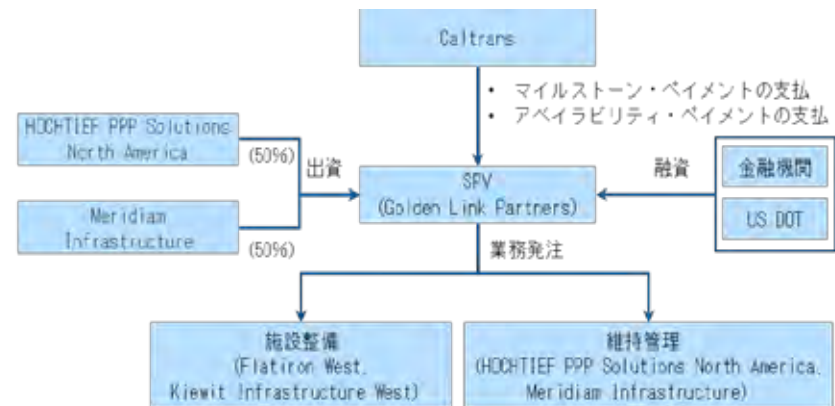
### Presidio Parkway (Phase2)

サンフランシスコのRoute 101 (Doyle Drive) のうちの1.6マイルの区間の再整備事業（該当区間は無料道路）。最大6レーンの高速道路であり、高架橋、トンネル、インターチェンジ、変電所のほか、ランドスケープ等も整備の対象となっている。

発注者	California Department of Transportation (Caltrans) San Francisco County Transportation Authority (SFCTA)
事業規模	\$ 365million
事業手法	DBFOM (アベイラビリティ・ペイメント コンセプション)
事業期間	33年 (2012年事業契約締結) 整備3年、維持管理30年
実施の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPPに関する州法の制定をきっかけに、事業化に取り組んだ。事業の実施にあたってVFMの分析を実施し、DBB(従来方式)、DBF、DBFOMの事業手法の比較を行い、DBFOMでの実施を決めた。</li> <li>民間事業者の募集にあたっては、3者が参加し、2010年10月にGolden Link Partnersが事業者として選定された。</li> </ul>
支払方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備段階における施設整備費（施設整備費の一部、マイルストーン・ペイメント）、維持管理・運営段階におけるアベイラビリティ・ペイメントにより支払がなされる。</li> <li>アベイラビリティ・ペイメントの額は、契約上Availableでないと判断される状態が発生した場合（例えば事故に起因する交通不能の状態が一定期間以上継続される場合等）、条件に従い減額となる。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年（金融危機後）においてPPPは資金を呼び込み、インフラを効率的に整備し雇用を生み出す手法として有効であった。</li> <li>優れたランドスケープの創出が実現されており、また、他の道路と比較して管理が行き届いた区間となっている。</li> </ul>



(出所：連邦高速道路局 webサイト)



## 【参考事例】 米国（橋梁）

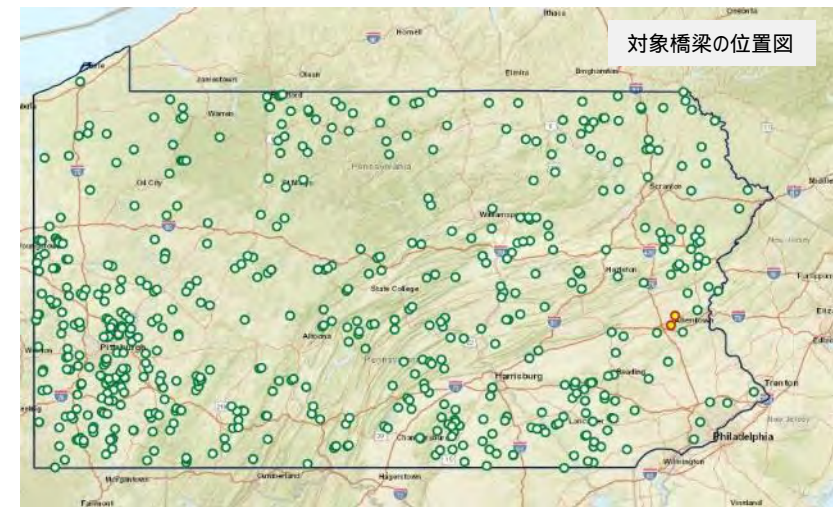
## 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

### Pennsylvania Rapid Bridge Replacement Project

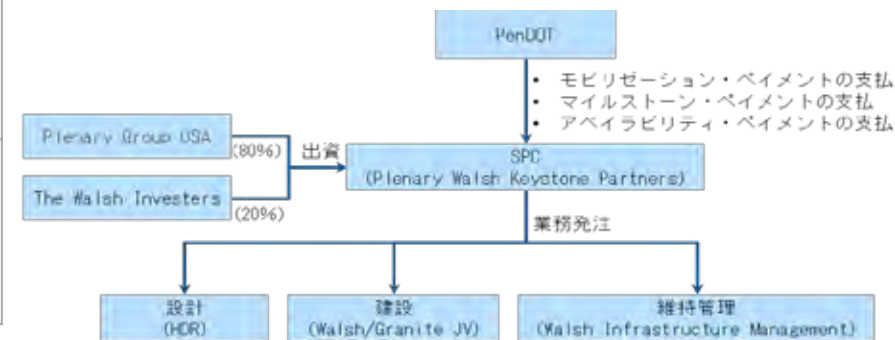
州内の老朽化が進んでいる558の橋梁を対象とした架け替えのプロジェクト。橋梁の迅速な架け替え、多数の橋梁を対象とすることによるコスト削減およびその削減コストに基づいた他のインフラニーズへの対応が目指されている。

民間事業者は、3年間の間に、橋梁の架け替え（解体および再整備）を行うとともに、維持管理を行う。

発注者	Pennsylvania Department of Transportation ( PennDOT )
事業規模	\$1.12Billion
事業手法	DBFM（アベイラビリティ・ペイメント型）
事業期間	28年間（2015年事業契約） 3年間で橋の架け替えを完了し、その後25年間の維持管理を行う。
実施の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>劣悪な状態にある橋梁の架け替えを加速することを目的として、民間資金を導入しPPPにより実施することとされた。</li> <li>4者が提案書を提出し、審査の結果、2014年10月にPlenary Walsh Keystone Partnersが事業者として選定された。</li> </ul>
支払方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払は、準備費の支払い（モビライゼーション・ペイメント）、施設整備費の支払い（施設整備費の一部。マイルストーン・ペイメント）、アベイラビリティ・ペイメントの3種類に分かれる。</li> <li>アベイラビリティ・ペイメントに関しては、早期の架け替えを誘導することを目的として、架け替えた橋梁の割合が一定の水準に届かない場合には減額がなされる。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な範囲の橋梁の架け替えに民間資金を導入することにより、また、早期架け替えのインセンティブを民間に付与することにより、従来の手法では不可能な範囲、スピードでの橋梁の更新が可能となった。</li> <li>あわせて包括化によるコストメリットも働いている。</li> </ul>



（出所：PennDOT ウェブサイト）



## 【参考事例】 米国（学校）

## 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

MERCED 2020

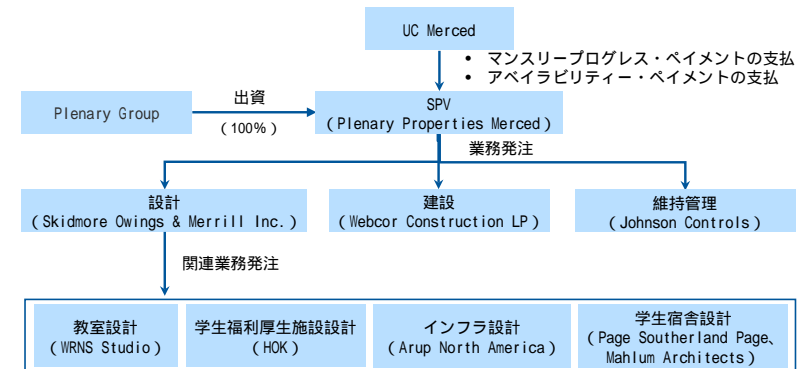
UC Mercedでは、学生数を6,700人から10,000人まで増加させるため、キャンパスの大幅な拡張計画を進めている。

本事業においては、3期に分けて様々な施設の整備が行われる。民間事業者は、施設整備を行い、完成した建物を維持管理する。

発注者	University of California(UC)
事業規模	\$1.3Billion
事業手法	DBFOM（アベイラビリティ・ペイメント コンセッション）
事業期間	39年間（2016年事業契約締結） 供用開始は2018、2019、2020年の3期にわかれる。
実施の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の高等教育機関において、初めてアベイラビリティ・ペイメントが導入された事例。従来方式（DBB）、DB、DBFOM（アベイラビリティ・ペイメント）の3手法を比較し、財政負担等の観点から選択した。</li> <li>3者が提案書を提出し、審査の結果、2016年6月にPLENARY PROPERTIES MERCEDが事業者として選定された</li> </ul>
支払方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者への支払は、施設整備段階における月次払い（施設整備費の一部に相当。マンスリープログレス・ペイメント）と維持管理段階におけるアベイラビリティ・ペイメントからなる。</li> <li>アベイラビリティ・ペイメントは、施設の整備完了を条件に開始され、コアタイムにおいて利用できないエリアがあった場合等に減額される。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在施設整備中だが、計画は順調に進行している。</li> <li>社会インフラにおけるアベイラビリティ・ペイメント方式の事業としては大規模であり、本事業が成功することにより、他の事業においてもアベイラビリティ・ペイメントの導入が進むことが期待されている。</li> </ul>



（出所：UC MERCED webサイト）





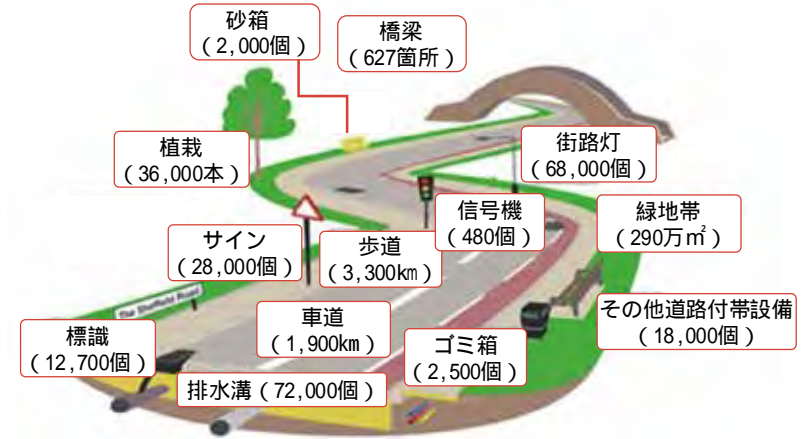
## 【参考事例】 英国（道路）

## 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

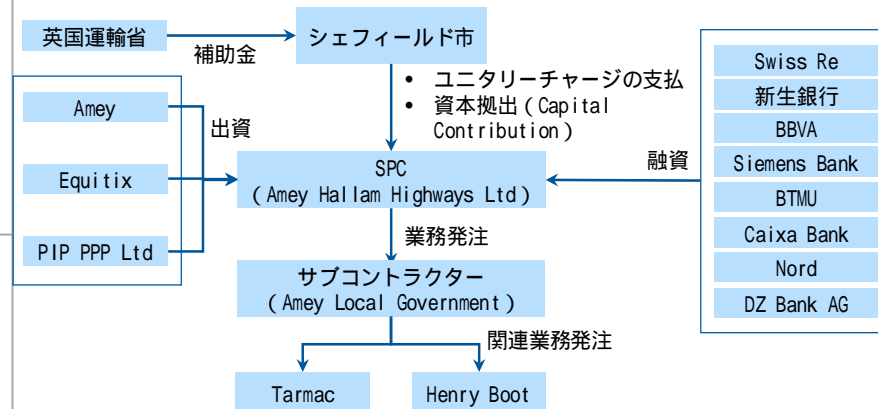
### Street Ahead

総延長距離約1,900kmの車道、3,300kmの歩道、627箇所の橋梁、さらにそれらに付帯する道路関連設備・工作物等の更新、維持管理等を一体的に民間事業者へ委ねる事業である。

発注者	シェフィールド市
事業規模	19.5億 £
事業手法	PFI サービス購入型
事業期間	25年間（2012年事業契約締結） 当初5年間は重点投資期間（Core Investment Period）とする。
実施の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理状況が極めて悪く、改善が求められていた。複数手法の比較検討およびVFM評価の結果を踏まえてPFIを導入することとした。</li> <li>多くの施設・設備の維持管理等を一体的に民間に委ねることにより、業務の効率化や、（複数の委託を行う場合と比較した）管理責任の明確化が図られている。</li> </ul>
支払方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>市からSPCに対して毎月ユニタリーチャージが支払われる。サービスのパフォーマンスが既定の水準に達しなかった場合、ユニタリーチャージの減額措置が講じられる。減額の対象となる項目は、事故等への対応から、清掃の実施状況まで721に及ぶ。</li> <li>これらを含む支払方法の決定にあたっては、調達過程において実施された約3年にわたる競争的対話における議論をもとに決定された。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFIで実施することにより早期の道路状況の改善が実現された。</li> <li>運営リスクを民間と適切に分担することによりVFMが確保できた。</li> <li>減額の仕組みにより事業者がパフォーマンスを向上させるインセンティブになり、結果としてよりよいサービスが提供できるようになった。</li> </ul>



砂箱：凍結防止剤等を設置するために道路脇に置かれている箱。  
 （出所：同事業 事業契約書 をもとに作成）



## 【参考事例】 英国（学校） 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

### PSBP Hertfordshire, Luton & Reading School

7つのセカンダリースクール の設計、建設、資金調達および維持管理を行うPF2事業。

Priority School Building Programme (PSBP)の一環として、複数施設をバンドリングし実施されている。

<b>発注者</b>	教育省内機関（ESFA：Education & Skills Funding Agency）
<b>事業規模</b>	3.2億 英 鎊
<b>事業手法</b>	PF2 サービス購入型
<b>事業期間</b>	約27年間（2015年事業契約締結）整備1.5年、維持管理25年
<b>実施の経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PSBPは、44億 英 鎊（約6,303億円）の予算を投じて実施されている学校施設の建て替えプログラムであり、その中でPF2の対象となる46校が5つのグループ（Batch）にバンドリングされている。</li> <li>バンドリングの範囲については、「各グループの事業規模が民間にとって魅力的であり、その結果競争性が高められること」および「地理的にまとめることが効率的であること」を条件として検討した。</li> </ul>
<b>支払方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESFAからSPCに対して毎月ユニタリーチャージが支払われる。サービスのパフォーマンスが既定の水準に達しなかった場合、ユニタリーチャージの減額措置（最大25%）が講じられる。例えばエレベーターの故障が定められた期間内に復旧しなかった場合等も減額対象となる。</li> <li>これらの条件の決定にあたっては、ブートキャンプと呼ばれる約3週間の集中対話期間を設けるなど、積極的な官民対話が行われている。</li> </ul>
<b>効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリングにおいては、PF2とすることでVFMが出たことが一つの成果であるとの意見があった。</li> <li>また、早急な学校施設の改修が求められていた状況下において、本事例では5つの学校が、PSBPでは合計46校というまとまった数の施設の更新が実現されたことも成果の一つである。</li> </ul>

Bishop's Hatfield Girl's School



Goffs Academy



Kings Langley School



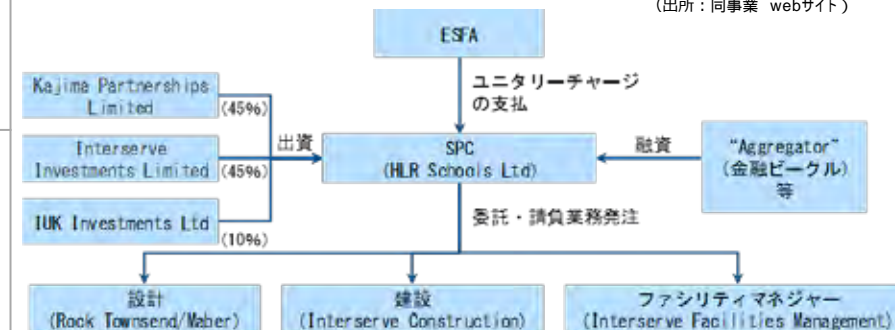
Longdean School



Stopsley High School



（出所：同事業 webサイト）



## 【参考事例】 仏国（道路）

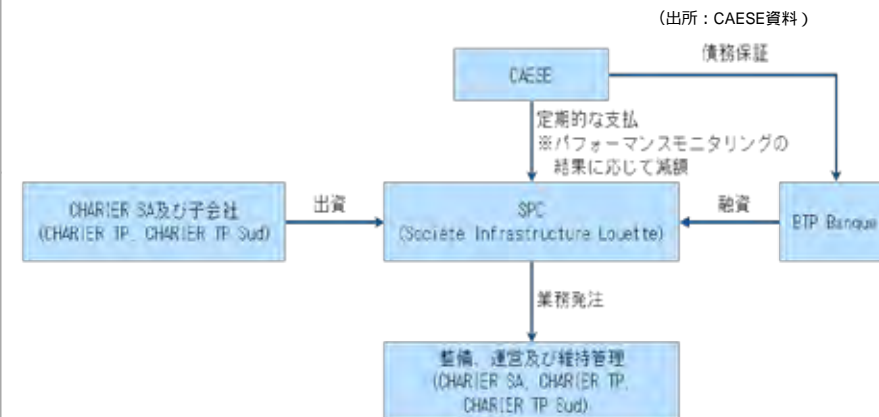
## 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

### Etampesバイパス整備事業

市街地から工業地帯へのアクセス道路（バイパス）約2kmの整備、運営および維持管理を行う事業。

民間事業者は、資金調達、道路の敷設および維持管理等を実施する。

発注者	CAESE (La Communauté d'Agglomération de l'Etampois Sud-Essonne) 市町村連合
事業規模	450万€
事業手法	官民協働契約
事業期間	建設期間 + 20年間（2016年事業契約締結）
実施の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営、コンセッション、官民協働契約のうちいずれの手法が最適であるか評価を行い、官民協働契約での事業実施を決定した。</li> <li>入札公告の後に第一提案を受け、それをもとに約1年の期間をかけ競争的対話を実施した。対話のプロセスにおいて、コスト、技術、事業実施による効果（経済効果、地域雇用の創出、失業者対策等）等、内容をより良いものにするよう協議を行った。</li> </ul>
支払方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、毎年合意した金額を民間事業者に支払うが、パフォーマンスに応じたモニタリングの結果によってペナルティが課される場合がある。</li> <li>維持管理段階においては、個別の維持管理業務の水準のほか、維持管理作業中の交通への影響、中小企業の活用、失業者の雇用促進等に関する条件もモニタリングの対象となっている。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間による技術提案を踏まえた結果、当初1,000～1,200万ユーロとしていた予算が450万ユーロまで低減された。麻の活用（従来の道路の整備費と比較して25%～30%の節約が可能）により道路の舗装厚が従来の1/2となったこと等により、コストダウンが図られた。</li> <li>運用状況に関しては、現在、1日あたり約1,000台のトラックが走行しており、当初の予想を大きく超えた利用がなされている。</li> </ul>



## 【参考事例】 仏国（学校）

## 【3. (1)③】 海外における道路や学校等の事例

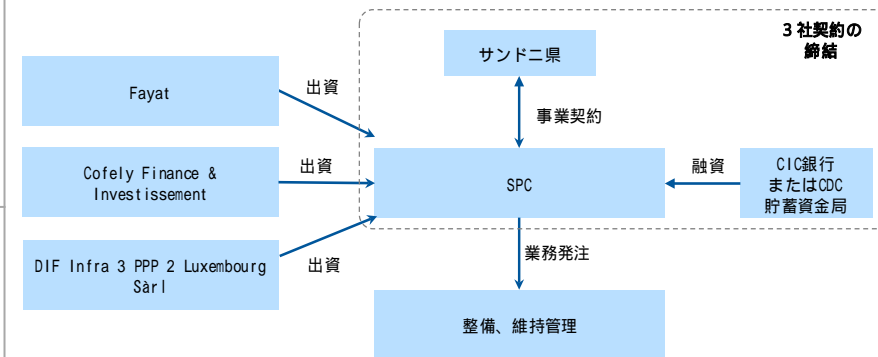
### セーヌ・サンドニ（Seine Saint Denis）県中学校整備事業

地域内の3つの中学校の整備・維持管理事業。Livry-Gargan（リヴリー・ガルガン）市、Montreuil（モンルイユ）市、Aulnay-sous-Bois（オルネー・スー・ボワ）市の校舎、体育館、住居部分、校庭等が対象となっている。

発注者	セーヌ・サンドニ県
事業規模	9,500万€
事業手法	官民協働契約
事業期間	22年間（2016年事業契約締結）整備2年、維持管理20年
実施の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、2014年、24校の改築と11校の新築をして中学校の近代化を図る、le Plan Ambition Collège（中学校野心的計画）を発表しており、同計画の一部として、本事業が実施されることとなった。</li> <li>事業実施にあたっては官民協働契約の手法を活用することとし、3校一体となった事業者募集を実施した。</li> </ul>
支払方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、建設段階で建設費全体の約86%（事業費全体の60%）を支払う。この支払は、建設許可申請の2カ月後、工事開始時、外壁屋根完成時、引き渡し数週間前のタイミングでなされる。</li> <li>維持管理期間は、県はSPCに毎年約272万€（付加価値税込）を支払うが、モニタリングの結果によってペナルティが課され減額となる場合がある。維持管理業務水準未達のほか、中学校が使用できなくなった場合もペナルティの対象となる。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進んでいた学校施設の再整備に関して、複数施設をバンドリングし、民間資金を導入することにより、早期の実施が可能となった。</li> <li>また、民間に施設の完工リスク等を適切に移転したことにより、コストオーバーラン、タイムオーバーラン等が発生しなかった点、民間ノウハウの導入により事業費の削減も実現された。</li> </ul>



（出所：Rapport d'évaluation préalable à la passation d'un contrat de partenariat, département de Seine Saint Denis）



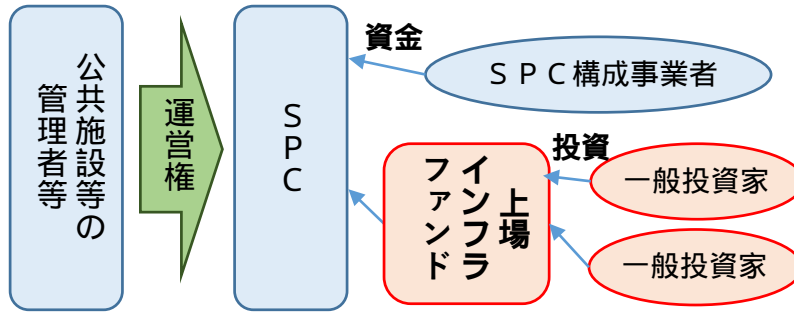
# 【3.(1)】譲渡先および譲渡スキームの例

## 概要

## スキーム(イメージ)

## 利点・課題等

上場インフラ  
ファンドへ  
譲渡する形態



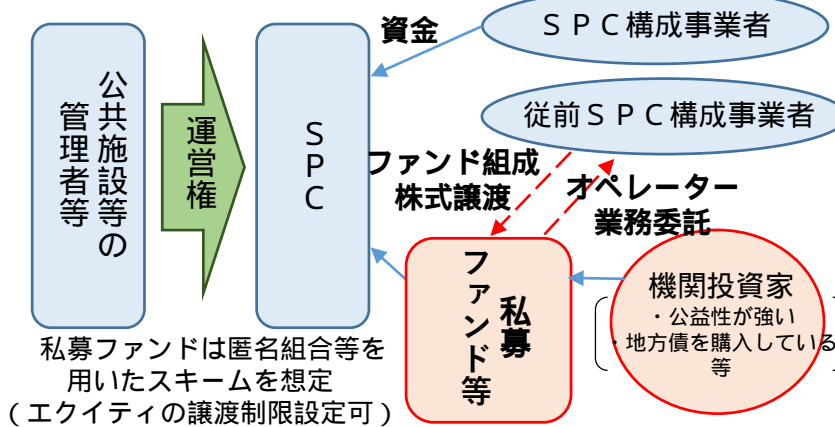
利点

- ・現行制度上、可能（上場基準等の充足が必要）  
但し、議決権株式の過半を越える取得は不可
- ・個人投資家が投資可能

課題

- ・現在上場しているインフラファンドは再エネ施設を対象とした法人のみ  
（運営権を持つSPCの株式取得経験は無し）
- ・現状、コンセッション等PFI事業に関してはインフラファンドによる運用実績がない中で、上場商品を組成することは難しい
- ・インフラファンド側での投資口譲渡制限が出来ないことについて地方公共団体等の理解を得る必要がある

従前のSPC  
構成企業にて  
私募ファンド  
等を立ち上げ  
機関投資家へ  
譲渡する形態



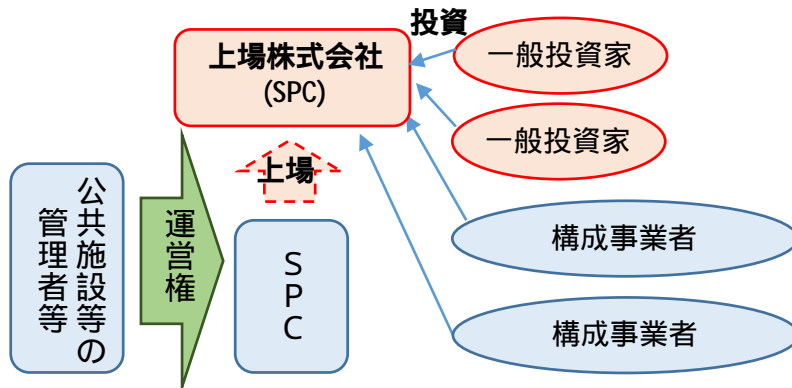
利点

- ・現行制度上、可能  
議決権株式の取得制限なし
- ・従前SPC構成企業および公益性の強い機関投資家等が実質的な譲渡先となることで譲渡先が明確であり、且つ譲渡制限をかけることができ、地方公共団体等の理解が得やすい可能性  
本形態で運用実績を積むことでコンセッション等PFI事業を取り巻くファイナンス環境の整備・広がりへ寄与することが期待される

課題

- ・個人投資家は投資困難  
（機関投資家を通じた間接的な投資等は可能）

SPC自身が  
上場する形態



利点

- ・現行制度上、可能（上場基準等の充足が必要）  
議決権株式の取得制限なし
- ・投資用ビークルの新規組成等が不要
- ・個人投資家が投資可能

課題

- ・PFI事業SPCにおいて上場基準を満たすガバナンス体制等の構築に検討を要し、実務上難易度が高い
- ・株式譲渡制限を維持することが出来ないことや譲渡先を制限することが出来ないことについて地方公共団体等の理解を得る必要がある

# 【3.(1)】SPC株式流動化(構成員内)事例等

## ・SPC株式流動化(構成員内)事例

### 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

- ・事業期間 2014年3月11日～2035年3月31日  
(21年間 施設整備約1年間、維持管理運営期間約20年間)
- ・事業方式 BTO方式・独立採算型
- ・建物概要 プラント処理施設
  
- ・事業期間中にSPCの代表企業および出資比率の変更を実施
- ・施設整備期間は建設会社(鹿島建設)が代表を担い、施設竣工、引渡し後に株式の一部を運営会社に譲渡、維持管理運営期間は運営管理会社(メタウォーター)が代表企業を担う
- ・株式譲渡は基本協定書内に「事前に書面による町の承諾を得た場合」に実施可能と明記  
基本協定書第4条第1項(株式の譲渡等)  
『出資企業は、本事業の事業期間が終了するまでの間、事前の書面による町の承諾を得た場合を除き、その保有する本事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他一切の処分を行ってはならない。』
- ・本件も事前に書面による承諾を得た上で譲渡を実施

#### 【譲渡前後の出資比率(譲渡関係者のみ抜粋)】

施設整備期間(譲渡前)	維持管理・運営期間(譲渡後)
【代表企業】鹿島建設：30%	【代表企業】メタウォーター：30% (+10%)
【構成員】メタウォーター：20%	【構成員】NECキャピタルソリューション：25% (+10%)
【構成員】NECキャピタルソリューション：15%	【構成員】鹿島建設*：10% (20%)
(その他構成員：35%)	(その他構成員：35%)

# 【 3 . ( 1 ) 】 BOT税制の特例措置について

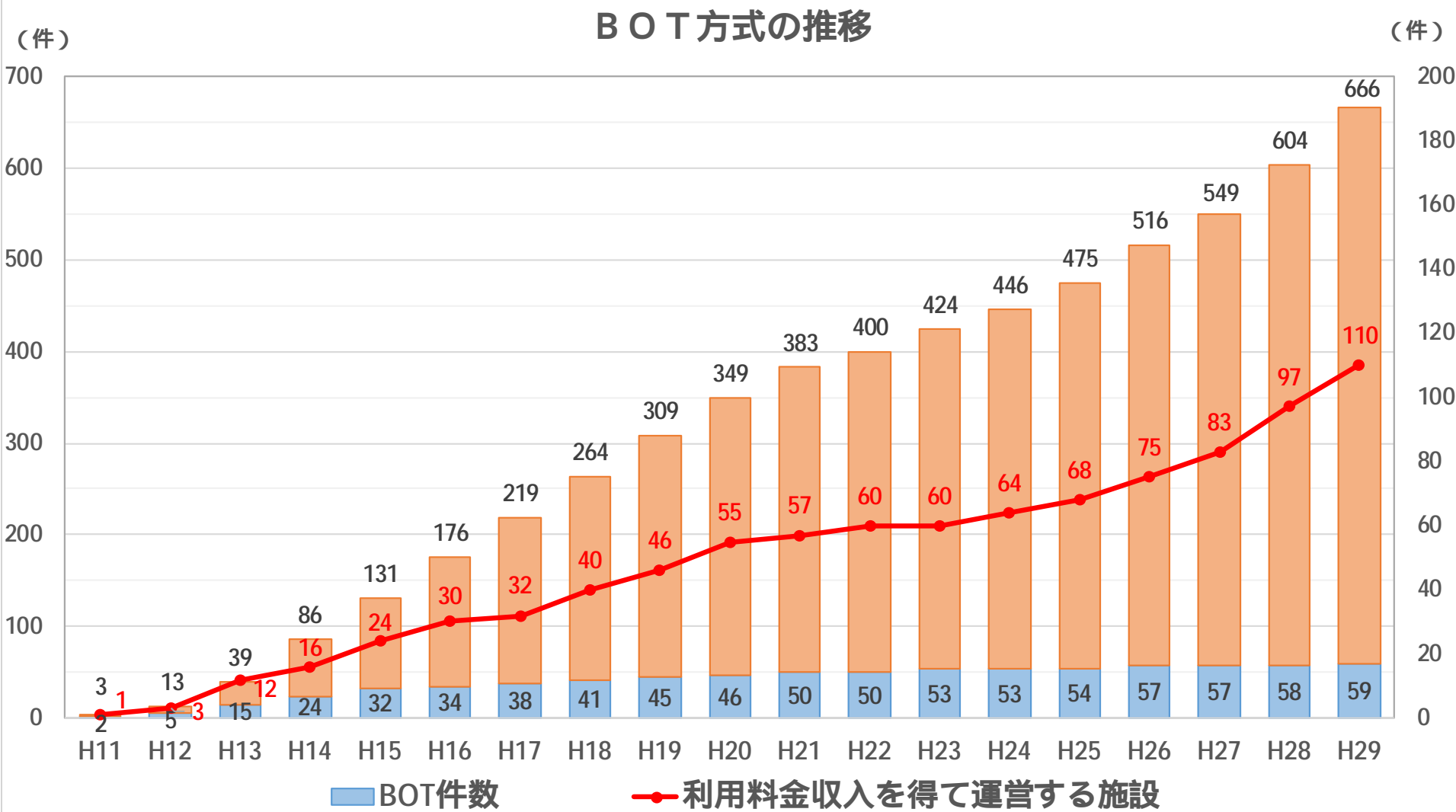
BTO方式：Build-Transfer-Operate

BOT方式：Build-Operate-Transfer

## 現状・背景

- ▶ 民間事業者が公共施設等を建設、管理運営し、事業期間終了後に施設等の所有権を公共に移転するBOT方式は、創意工夫が発揮しやすいとともに、施設所有に係るリスクが軽減されるなどのメリットがあることから、**庁舎、給食センター、公立学校など主に公共からのサービス購入料で運営する施設に限り**、H17年から**課税標準の2分の1の特例**が認められている。
- ▶ しかし、BOT方式の事業数はあまり伸びておらず、**BOT方式は直近5年で5件の増加**（PFI事業全体では直近5年で件数は約200件増加）にとどまっている。
- ▶ 民間事業者へのヒアリングによれば、
  - ・ 課税標準を2分の1にする特例では、あまり効果がない
  - ・ 現在は非収益施設に限定されているため、対象施設が絞られてしまう
- ▶ **BOT方式は市民ホールや会議場、体育館、福祉施設などの利用料金収入を得て運営する施設において柔軟に施設を改修できるなどの効果があるにもかかわらず、これらの施設の直近5年での増加件数が約40件のうち、BOT方式による整備は0件**である。これは、税制の特例措置の対象から外れていることも主な要因と考えられる。

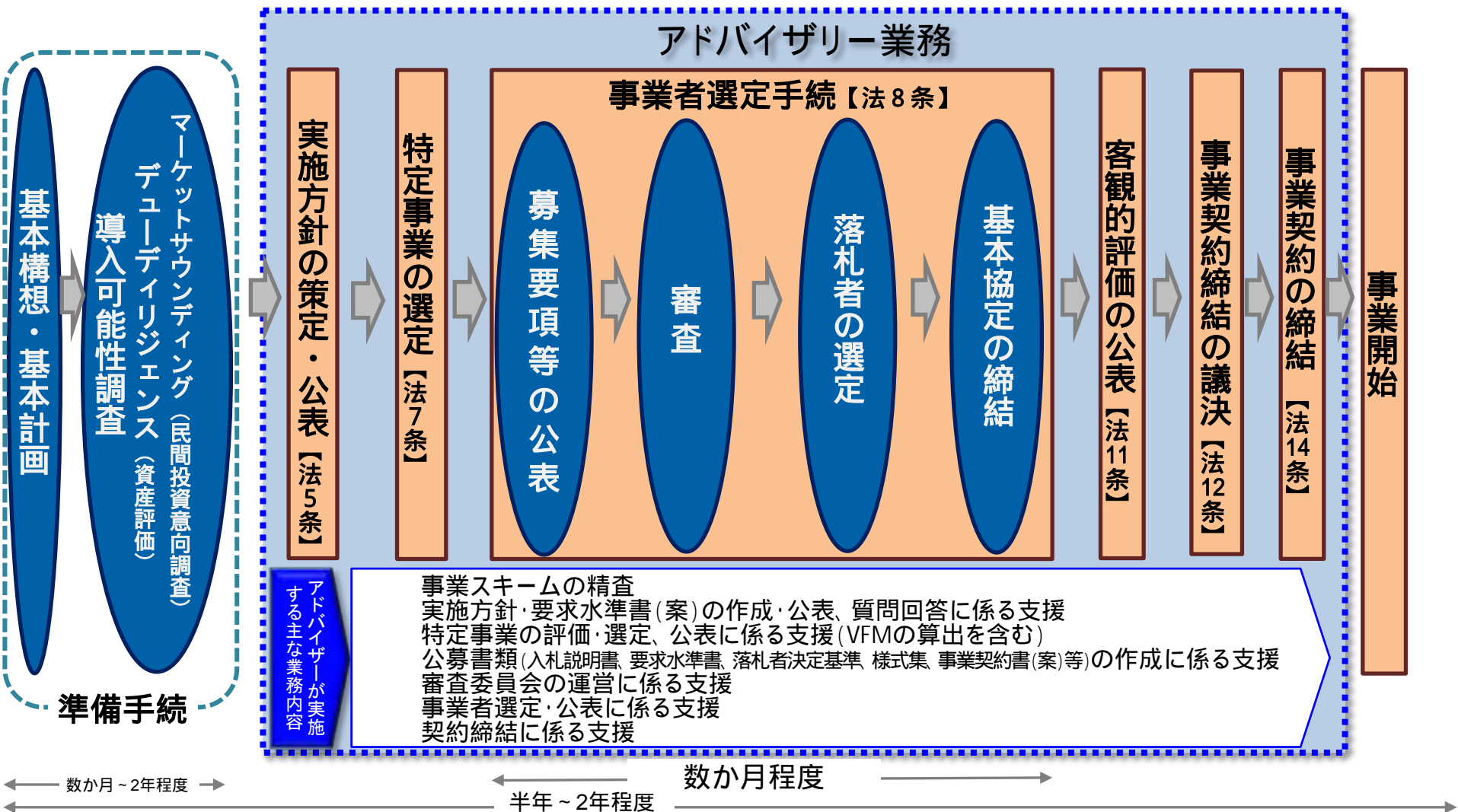
# 【3.(1)】PFI事業におけるBOT方式の推移



実施方針公表件数666件のうち、59件でBOT方式によるPFI事業を実施（H30年3月末現在）  
 利用料金収入を得て運営する施設は増加（H29：110件）しているにもかかわらず、BOT方式は  
 PFI事業全体の約1割にとどまっている。 文化施設、スポーツ施設、複合施設、観光施設、MICE施設など 16



# 【3.(2) )】アドバイザー業務の概要

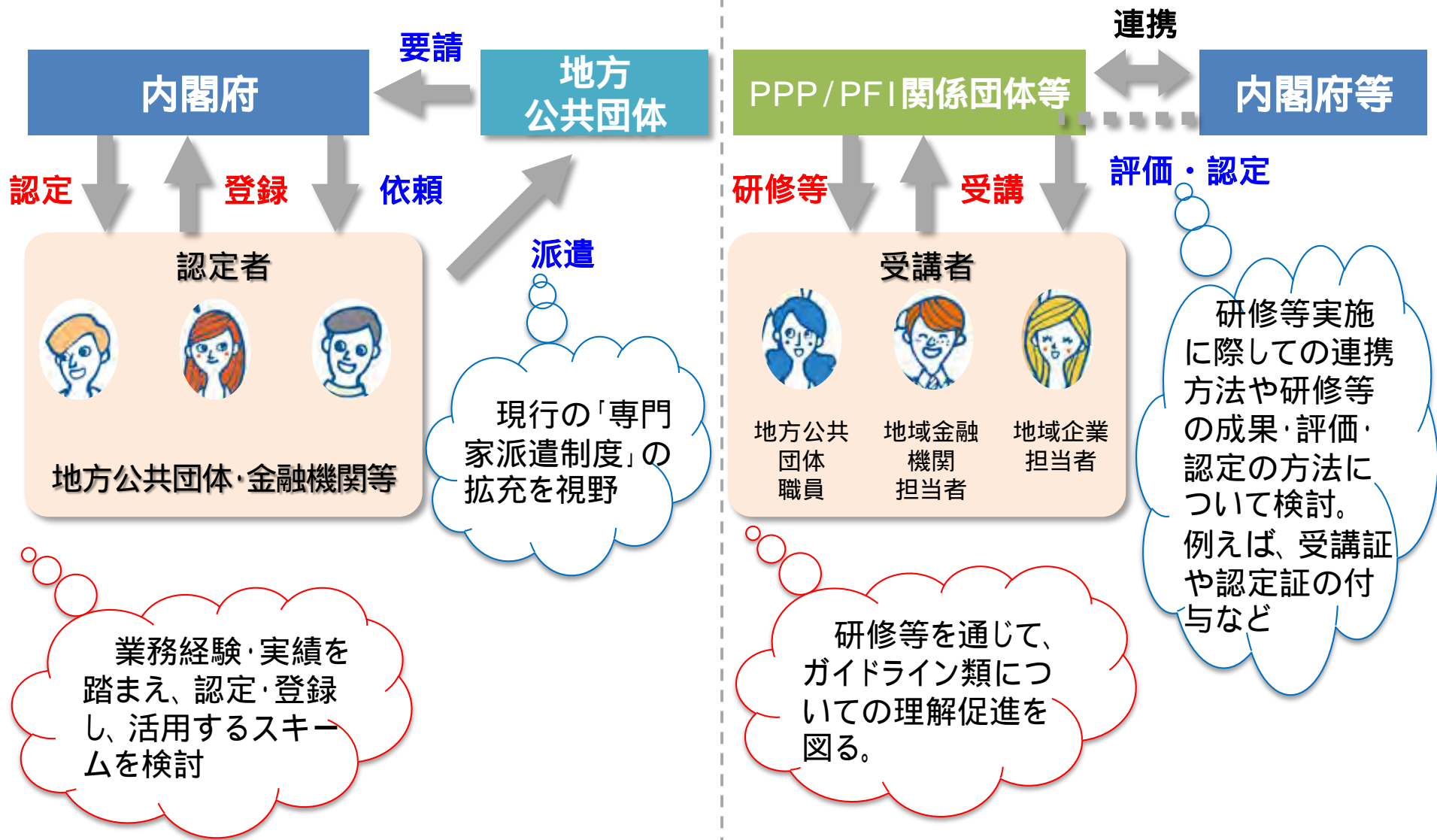


- I アドバイザー経費は、事業規模、事業分野によって異なるが、例えば、一般的なサービス購入型等のPFI事業の場合、約20,000千円～30,000千円の事例が見られる。
- 例) A町新庁舎整備事業PFIアドバイザー業務委託：約27,500千円 [税込]
- B市総合体育館PFIアドバイザー業務委託：約30,000千円 [税込]

# 【3.(2)】 資格等の整備イメージ

実績評価・認定及び認定者の活用<イメージ>

基礎的な知見を持つ職員の養成<イメージ>



業務経験・実績を踏まえ、認定・登録し、活用するスキームを検討

現行の「専門家派遣制度」の拡充を視野

研修等を通じて、ガイドライン類についての理解促進を図る。

研修等実施に際しての連携方法や研修等の成果・評価・認定の方法について検討。例えば、受講証や認定証の付与など

# 【3.(6)】民間資金等活用事業推進機構について

P F I 推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、P F I 事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階
設立	平成25年（2013年）10月7日（平成25年P F I 法改正により設立）
存続期間	機構は2027年度末までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。（PFI法56条2項）
資本金	100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円） 出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上
代表取締役会長	渡 文明
代表取締役社長	半田 容章
役員職員数	24名（平成31年3月末時点）
支援決定件数	33件（平成31年3月末時点）
支援決定金額	641億円（平成31年3月末時点）

